

(案)

中 教 審 第 号
令 和 元 年 9 月 日

文部科学大臣 萩 生 田 光 一 殿

中央教育審議会会長
渡 邊 光 一 郎

専門職大学設置基準及び学校教育法第110条第2項に規定する
基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の改正について
(答申)

令和元年9月18日付け元文科高第466号で諮問のありました標記
の件については、これを適当と認めます。